

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月21日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 清水 智彦

別紙物件目録記載の不動産等を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月 5日から 令和 8年11月12日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年11月19日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所川越支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年12月 3日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所川越支部
特別売却 実施期間	令和 8年11月24日 午前10時00分から 令和 8年11月27日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、物件所在地を管轄する農業委員会の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	17, 800, 000 14, 240, 000	一括	3, 560, 000	224, 811	32, 115
1	6, 720, 000				
2	11, 080, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町一丁目 |
| | 地 番 | 4 0 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 7 9 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町一丁目 4 0 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 4 0 番 1 2 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 鉄骨造鉄板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 6 6 . 7 7 平方メートル
2 階 5 7 . 7 7 平方メートル |

(工場抵当法第 3 条目録に記載のない機械器具等は、別紙機械器具等
目録記載のとおり)



別紙

機械器具等目録

物件 1 又は物件 2

土地又は建物に附加して一体となった物

- ・ クレーン（台座を含む。） 数量 1

物件 2

建物に備え付けた機械・器具その他工場の用に供する物

- ・ 電気ドリル 数量 1
- ・ 高速切断機 数量 1
- ・ A C 専用耐圧試験器 数量 1

物 件 明 細 書

令和 8年 9月11日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 清 水 智 彦

1 不動産等の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。）



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町一丁目 |
| | 地 番 | 4 0 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 7 9 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町一丁目 4 0 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 4 0 番 1 2 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 鉄骨造鉄板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 6 6 . 7 7 平方メートル
2 階 5 7 . 7 7 平方メートル |

(工場抵当法第 3 条目録に記載のない機械器具等は、別紙機械器具等
目録記載のとおり)



別紙

機械器具等目録

物件 1 又は物件 2

土地又は建物に附加して一体となった物

- ・ クレーン（台座を含む。） 数量 1

物件 2

建物に備え付けた機械・器具その他工場の用に供する物

- ・ 電気ドリル 数量 1
- ・ 高速切断機 数量 1
- ・ AC 専用耐圧試験器 数量 1



令和8年(ケ)第62号
令和8年5月27日受理
令和8年7月1日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所川越支部

執行官 山中 宏之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町一丁目 |
| | 地 番 | 40 番 12 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 279.00 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町一丁目 40 番地 12 |
| | 家屋 番号 | 40 番 12 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 鉄骨造鉄板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 166.77 平方メートル
2 階 57.77 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 雑種地(物件) ☐ 宅地(物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が目的土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	目的土地に接する地番51の土地は、入間郡鶴ヶ島町所有名義の公衆用道路となっている(登記上地目も同様)	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 工場(空き家)として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	土地又は建物に附加して一体となった物及び備え付けた機械、器具 その他工場の用に供する物については、その他の事項欄のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 現地調査時に目的物件内に機械等が数点存在したため、現地調査後に鶴ヶ島市役所に対して償却資産種類別明細書の交付申請をしたところ、不交付となったため、現況に基づき以下のとおり目的物件内に存在したものを報告する（現況から本件債務者兼所有者の所有と認めた。）。

(1) 土地又は建物に附加して一体となった物

・ クレーン（台座を含む。）（数量1）

(2) 建物備え付けた機械、器具その他工場の用に供する物

・ 電気ドリル（数量1）

・ 高速切断機（数量1）

・ AC専用耐圧試験器（数量1）

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者の破産管財人であった弁護士	1 当職は債務者会社の破産管財人を務めていましたが、目的物件は財団放棄し破産手続自体もすでに終局しています。建物の鍵は元の代表者に返却しています。
■鶴ヶ島市役所 税務課担当者	1 執行官から債務者会社の償却資産種類別明細書の交付申請を受けましたが、明細書は5年保管することになっているところ、同社から5年以内に提出された明細書は存在せず交付できる明細書はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

- 1 目的物件の状況は、公図、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。目的建物の入口付近にはクレーンが設置されているほか、建物内には切断機等の工場抵当法2条により本件抵当権の効力が及ぶと思われる機械・器具類が数点認められたが、いずれも動作するか否か不明である。
- 2 解錠により現地調査を実施した。建物入口のガラス戸には、債務者会社が自己破産の申立てを行う前にその代理人弁護士が貼付したと思われる告示書が貼られたままの状態になっていた。建物内部は破産申立ての際に整理等した様子は見られず、事務室は机上に債務者会社宛ての書類や郵便物が置かれたままの状態であり、作業所は棚等に在庫部品等が雑然と置かれたままの状態であった。上記の告示書の日付が令和7年2月5日となっているところ建物内に掲示されているカレンダーが令和7年2月を表示されていることから破産申立て直前まで債務者会社が使用していたことがうかがわれた。

以上より目的物件の占有関係については、2枚目のとおり報告する。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年5月28日(木) 10:55-11:00	物件所在地	物件特定、占有確認、外観撮影、連絡文書投函(解錠予告)
令和8年6月4日(木) 14:10-14:13		破産管財人であった弁護士を電話聴取
令和8年6月15日(月) 10:40-11:40	物件所在地	立会人立ち会いのもと物件調査、写真撮影(評価人同行)
令和8年6月17日(水) 9:45-9:55	鶴ヶ島市役所	償却資産種類別明細書交付依頼(不交付)
令和8年6月17日(水) 14:15-4:17	執務室	登記情報提供サービスで隣接土地の登記情報取得

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年6月15日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)



請求部	所在	鶴ヶ島市脚折町一丁目				地番	40番12			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和59年12月1日			備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方務局坂戸出張所管轄)

令和8年3月25日

さいたま地方務局川越支局
登記官

請求番号: 16-1
(1/1)

(7 枚目)

A3判をA4判に縮小

登記年月日：昭和57年7月24日

2041082

各階平面図

家屋番号
40-12
74/番

建築物各階平面図

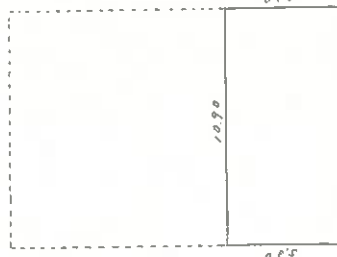
557 7.24

建築物の所在
入間郡鶴ヶ島町大字岡折字鶴ヶ島74/番地242番地
換地同所手家地番 38街区/4画地

岡折町一丁目40番地12

昭和59.12.28

土地図面維持法
による測量結果



2階

床面積

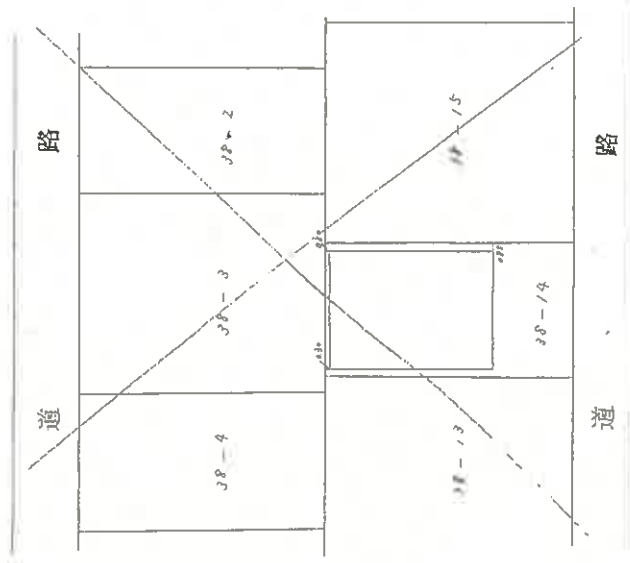
$$5.30 \times 10.90 = 57.77 \text{ m}^2$$



1階

床面積

$$15.30 \times 10.90 = 166.77 \text{ m}^2$$



作製者
坂戸
北地調査士
家屋

縮尺
1/250
57年7月20日作製

申請人

株式会社
代表取締役

縮尺

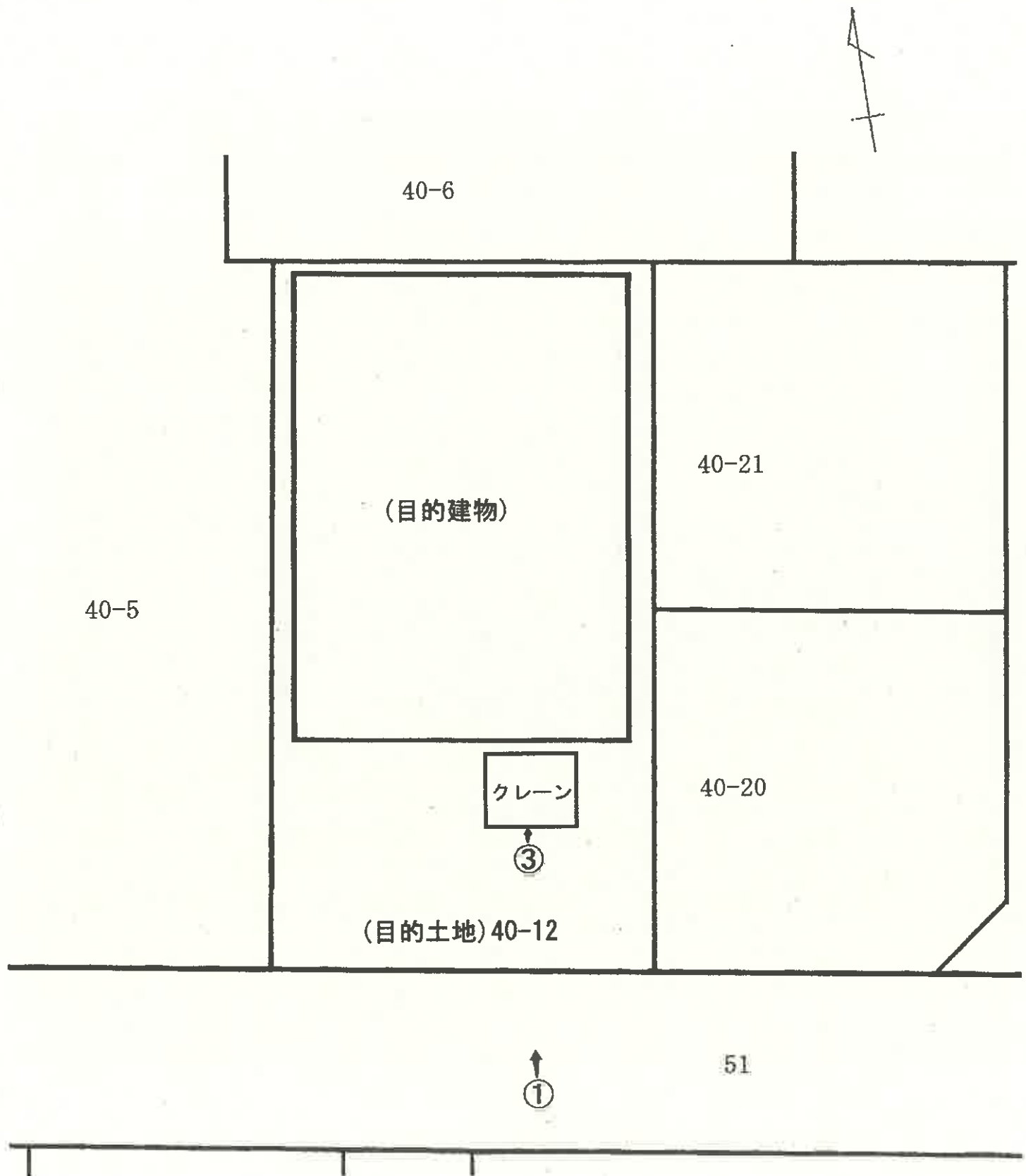
1/500

(埼玉土地家屋調査士会印紙)

A3判をA4判に縮小

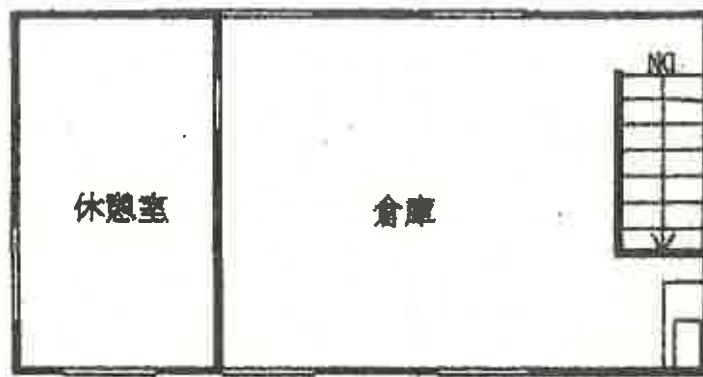
土地建物位置関係図

(写真撮影位置 ○→)

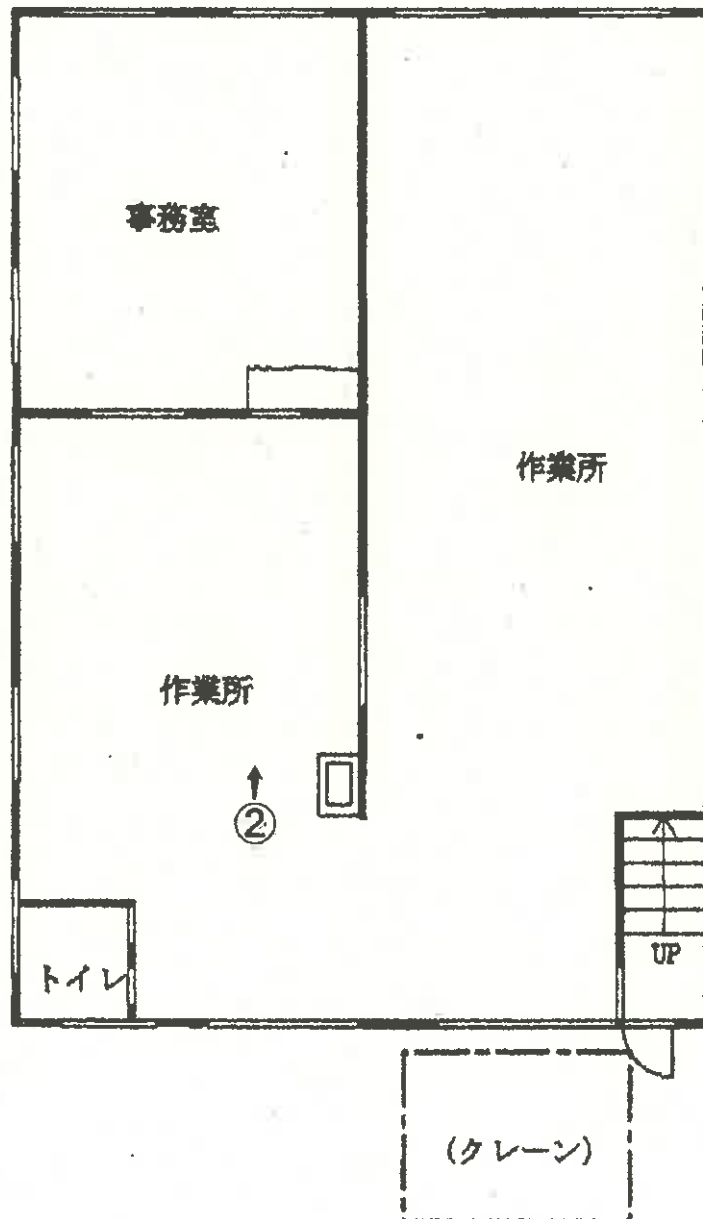


建物見取図 (写真撮影位置 ○→)

2 階



1 階





①



②



③

令和 8 年 (ケ) 第 6 2 号
令和 8 年 6 月 1 5 日 現地調査
令和 8 年 7 月 1 日 評 価

さいたま地方裁判所川越支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
阿 久 津 裕 志

物 件 目 録

- 1 所 在 鶴ヶ島市脚折町一丁目
 地 番 4 0 番 1 2
 地 目 宅地
 地 積 2 7 9 . 0 0 平方メートル

- 2 所 在 鶴ヶ島市脚折町一丁目 4 0 番地 1 2
 家屋 番号 4 0 番 1 2
 種 類 工場
 構 造 鉄骨造鉄板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 6 6 . 7 7 平方メートル
 2 階 5 7 . 7 7 平方メートル



第 1 評価額

一 括 価 格	
金 17,800,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 6,720,000 円
物件 2 (建物)	金 11,080,000 円

- 1 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 番 屋 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	物件2建物には、機械器具等 その他が存するが、その内容 は4頁参照。
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	東武東上線「坂戸」駅の南東方約 1.1 km (道路距離) に位置する。	
付 近 の 状 況	作業所、事業所、一般住宅、マンション及びホテル等が混在する国道背後で区画整理済の地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% なし
画 地 条 件	地 形 地 勢 そ の 他	279.00 m ² ほぼ長方形 ほぼ平坦
接面道路の状況	南約 6m 舗装町道第 857 号線 (建築基準法上の道路) ほぼ等高	
土地の利用状況等	(物件 2) 建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道：あり ガス配管：なし 下 水 道：あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	・ 接面道路は、建築基準法 42 条 1 項 1 号。 ・ 周辺には関越自動車道鶴ヶ島 IC が存する。 ・ 物件 2 建物建築時は食肉カットの工場（榑埼玉食鳥）であったと推定される。平成 12 年 2 月の過去地図上には、榑福德鶴ヶ島（営）の記載がある。東松山環境管理事務所に特定事業場等、坂戸鶴ヶ島下水道組合に特定施設の届出はない。 現在、工場内には金属用電気ドリル等が残置されており金属加工等も行っていたと見られることから、汚染リスクは存在するが、汚染の有無は不明であり、調査機関による土壌汚染調査を行わないと確定できない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和57年7月15日新築 経 過 年 数：約44年 経済的残存耐用年数：約3年
仕 様	構 造：鉄骨造 屋 根：鉄板葺 外 壁：サイディング、その他 内 壁：クロス貼り、合板、ボード、その他 天 井：ボード、合板その他 床：塗床、合板、CF、その他 設 備：電気、給排水等 その他： ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：やや劣る 施 工：やや劣る
保守管理の状況	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・物件2に係る建築台帳記載事項証明書（建築物）では、確認済証番号第563号 昭和57年5月20日 工場（食肉カット）の記載がある。 ・物件2建物には次の機械器具等及びその他が存する。 ①土地又は建物に附加して一体となった物 クレーン（台座を含む）：数量1 ②建物に備え付けた機械、器具その他工場の用に供する物 電気ドリル：数量1 高速切断機：数量1 AC専用耐圧試験器：数量1 本件対象物件に係る固定資産償却台帳等（償却資産種類別明細書）は担当課にはないとのこと。 ①は設置の経緯及び安全性は不明で、一体となった物件2建物の残存耐用年数から撤去費用等を勘案し市場価値はないものと判断した。 ②のうち電気ドリル及び高速切断機は老朽化しており、試験器についてはメーカー製造終了品のもようで動作確認もできないことから、いずれも価格は0と査定した。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	106,000	1.060	279.00	0.85	26,650,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示地 鶴ヶ島ー6

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

115,000 円/㎡ × 100/100 × 100/103 × 100/105 = 106,000 円/㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地 域 格 差：公示地の所在する地域は対象地域に比し、交通接近・環境条件で優ると判断した。

イ 個別格差：増価要因として方位等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	142,000	224.54	0.05	1,590,000

ウ 現価率：

経過年数 44 年、経済的残存耐用年数 3 年、観察減価率(室内の状況及び中古建物の市場性等も考慮)-20%

(計算式) $3 / (44 + 3) \times (1 - 0.20)$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。なお、目的物件について、建物等の状態等を勘案し収益還元法は適用しなかった。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	26,650,000	0.60	法定地上権	15,990,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	26,650,000	-15,990,000		0.9	0.7	6,720,000
2	1,590,000	+15,990,000	1.0	0.9	0.7	11,080,000
一括価格 (合計)						17,800,000

ウ 占有減価修正: なし

エ 市場性修正: 物件1につき土壌汚染不明、物件2につき建築年からアスベストの可能性を勘案して市場性減価を考慮した。

オ 競売市場修正: 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格(鶴ヶ島－6)

所 在：鶴ヶ島市脚折町1丁目11番16「脚折町1-11-18」

価 格：115,000 円/㎡

位 置：東武東上線「坂戸」駅約750m(道路距離)

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：131 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：西6m市道

用途指定等：第2種中高層住居専用地域(建蔽率60%、容積率200%)

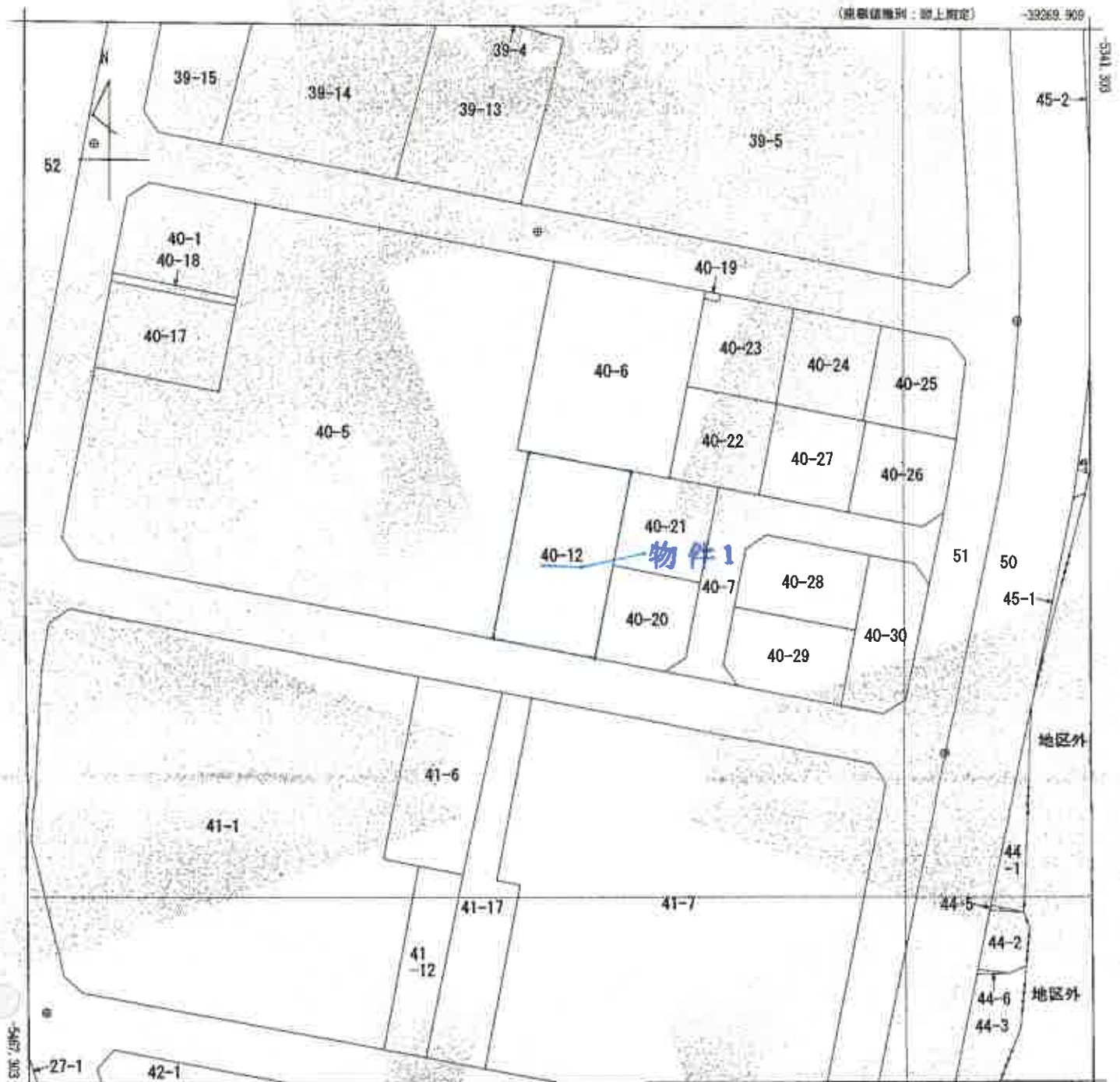
地域の概要：一般住宅の中にアパート等が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 周辺概況図(正本のみ)
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 建物間取図
- 6 現況写真(正本のみ)

以 上





-39394.909 (座標値種別：地上測定)

(注) 地籍に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記簿所在の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(toukyuutaiheiyosaki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

脚折町一丁目

A 脚折町5丁目

請求部	所在	鶴ヶ島市脚折町一丁目				地番	40番12			
出力図尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	取	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和59年12月1日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局坂戸出張所管轄)

令和8年3月25日

さいたま地方法務局川越支局

登記官

請求番号：16-1

(1/1)

A3をA4に縮小

登記年月日：昭和57年7月24日

2041082

各階平面図

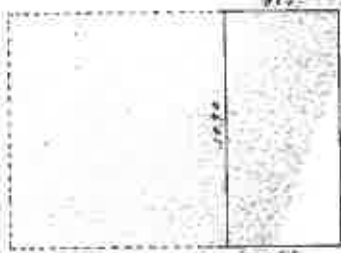
家屋番号
40-12
24/香

建物図面
各階平面図

平成7.2.24

建物の所在
入間郡松ケ島町土字則成字敷地24/香地24/香地
松ケ島町土字敷地24/香地24/香地

昭和59.12.28
土地改良法
による指定



2階

床面積

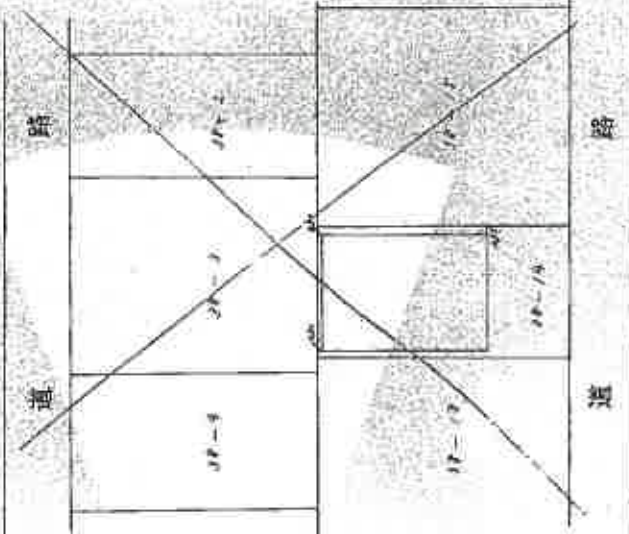
10.70 x 10.70 = 114.49 m²



1階

床面積

10.70 x 10.70 = 114.49 m²



作成者

昭和57年7月24日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺

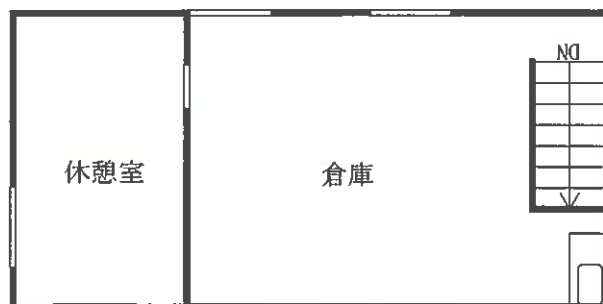
1/500

(埼玉県土地家屋調査士会)

これは図面に記載されている内容を確認した図面である。
(この土地は指定用途に適合するもの)
令和8年1月24日

図面番号

2階



1階

